

(別添1)

検察審査員等選定手続に関する事務処理マニュアル

— 目 次 —

第1 檢察審査員候補者の選定に関する事務	
1 選挙人名簿被登録者数の通知の受領	1
2 檢察審査員候補者の員数の割当通知、本籍照会	3
3 檢察審査員候補者名簿の調製	6
4 檢察審査員候補者に対する名簿記載通知、質問票の送付	11
第2 檢察審査員及び補充員の選定に関する事務	
1 質問票（回答用紙）の受領と資格審査のための準備	14
2 前科照会	16
3 檢察審査会による資格審査	19
4 異動通知の受領	23
5 選定期日の日程調整・立会依頼	26
6 選定期日	28
7 補充員の追加選定	31

第1 檢察審査員候補者の選定に関する事務

1 選挙人名簿被登録者数の通知の受領

【参照条文】

施行令第2条

市町村の選挙管理委員会は、・・・選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙人名簿被登録者」という。）の員数を、8月15日までに、管轄検察審査会事務局に通知しなければならない。

【事務の概要】

管内の各市町村の選挙管理委員会から各検察審査会に送付される選挙人名簿被登録者数の通知を、集約庁及び単独庁において受領し（被集約庁の分は集約庁において一括受領），その員数を検審システムに入力するなど、候補者の員数割当、通知書発送の準備作業を行う。

【事務処理手順】

- ① 市町村の選挙管理委員会から送付される選挙人名簿被登録者数の通知書を受領する（集）（単）。※1
- ② 上記の通知書に集約庁又は単独庁の受理印を押す（集）（単）。
- ③ 検審システムに選挙人名簿被登録者数を入力する（集）（単）。
- ④ ①の通知書（被集約庁分）を被集約庁に送付する（集）。
- ⑤ 同通知書（被集約庁分）を事務記録として保存する（被）。

【留意事項】

※ 1 檢察審査会事務局から市町村の選挙管理委員会に対する被登録者数の照会は行わないが、集約庁又は単独庁の事務局長と同一所在地の裁判員調整官との連名で名簿調整スケジュールを知らせる文書等を送付している。

【Q&A】

Q 1 選挙人名簿被登録者数について、地裁に対する裁判員関係の回答及び検察審査会事務局に対する通知が1通の書面でなされた場合、どのように処理すればよいか。

A 1 市町村の選挙管理委員会に対しては、地裁に対する裁判員関係の回答と、検察審査会事務局に対する通知をそれぞれ行ってもらうようお願いしているところであるが、仮に1通の書面で提出された場合には、当該書面の写しを作成し、それを通知書として扱う。

Q 2 選挙人名簿被登録者数を入力した後、通知書（被集約庁分）を集約庁から被集約庁に送付するのはなぜか。

A 2 集約庁の事務官は、施行令15条の2に基づき、被集約庁の事務の補助として市町村選管からの通知を受領することができるが、その事務補助の範囲は、あくまで送付される通知書の受領で、記録の保管自体は、被集約庁が行わなければならないからである。

2 檢察審査員候補者の員数の割当通知、本籍照会

【参照条文】

法第9条

検察審査会事務局長は、毎年9月1日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

法第12条の6

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者・・・について、第12条の3各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所・・・に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

施行令第8条の3

検察審査会事務局長は、市町村に対し、候補者について本籍を照会するときには、・・・・検察審査員候補者予定者名簿に付して本籍を回答するよう求めることができる。

【事務の概要】

選挙人名簿被登録者の員数を入力した検審システムを利用して、各選挙管理委員会に対する割当員数の通知と市町村に対する本籍照会を兼ねた通知書（以下「割当員数通知書」【書式例1】という。）を作成して送付する。

【事務処理手順】

- ① 検審システムに選挙人名簿被登録者数が全て入力されているかどうか確認する（集）（単）。
- ② ①の確認後、被集約庁の事務局長に対し、検審システムを利用して印刷した「割当員数一覧」【書式例2】を送付するとともに、割当員数通知書作成の準備が整った旨報告する（集）。

- ③ 被集約庁の事務局長は、送付された上記一覧の内容を確認の上、集約庁の事務官に対し、それに基づき、割当員数通知書の作成及び発送を行うように指示する（被）。※1
- ④ 集約庁の事務官は、③の指示を受けた後、自庁分（集約庁分）も含め、システムを用いて割当員数通知書【書式例1】を作成し、市町村の選挙管理委員会及び市町村長あてに送付する（集）。※2、※3
- 単独庁の事務官は、自庁分について上記の作業を行う（単）。※2

【留意事項】

- ※1 被集約庁の事務局長は適宜の方法で③の指示を行い、集約庁の事務官はこれを記録化しておく。
- ※2 市町村の選挙管理委員会に対する割当員数通知と、市町村長に対する本籍照会は1通の書面で行う（名宛人も選挙管理委員会と市町村長を併記する。）。
- ※3 被集約庁分の割当員数通知書を作成する場合には、その名義人は被集約庁の事務局長名とする。

【Q&A】

- Q1 市町村から、本籍照会については、割当員数通知と別の手続で行ってほしいとの要望がなされた場合、どのように対応すればよいか。
- A1 選挙管理委員会に対応する市町村としては、検察審査員候補者の本籍のみを直接回答するよりも、むしろ、選挙管理委員会が候補者予定者名簿を送付する際に、併せて本籍も付する形で一括して回答するほうが便宜であると考える。

えたものである旨説明して理解を求ることとなる。

Q 2 被集約庁の事務局長が行う③の指示については、それを記録化しておくことであるが、それはなぜか。

A 2 集約庁の事務官は、施行令15条の2に基づき、被集約庁の割当員数通知に関する事務を補助することができるが、その前提として、被集約庁の事務局長の指示が必要となる。そのため、個々の割当員数通知書の作成及び発送が、被集約庁の事務局長の指示に基づくものであることを明確にする観点から、その指示ができる限り記録化しておくのが望ましいからである。

3 檢察審査員候補者名簿の調製

【参照条文】

法第11条

市町村の選挙管理委員会は、・・・10月15日までに検察審査員候補者予定者名簿を管轄検察審査会事務局に送付しなければならない。

法第12条の2

検察審査会事務局長は、・・・検察審査員候補者予定者名簿の送付があったときは、・・・検察審査員候補者名簿を調製しなければならない。

公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）附則第7条

年齢満18年以上満20年未満の者については、当分の間、検察審査会法・・・第6条各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。

検察審査会事務局長は、当分の間、・・・検察審査員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第九条第一項の通知をした年の次年の1月1日の時点における年齢満20年未満の者を、検察審査員候補者名簿から消除しなければならない。

【事務の概要】

管内の選挙管理委員会から送付された候補者予定者名簿を、集約庁及び単独庁において受理し（被集約庁の分は集約庁において一括受理），検審システムに読み込んで、最高裁に送付する候補者予定者名簿ファイルを作成する。市町村から候補者予定者名簿がどのような形（磁気ディスクか、紙ベースか）で提出されるのかによって、事務処理の内容が異なるので注意を要する。

なお、検審システムの操作手順については、最新の検審システムユーザーマニュアルを参照されたい。

【事務処理手順】

- ① 選挙管理委員会から送付される候補者予定者名簿を受領する（集）（単）。
- ② 候補者予定者名簿の送付書に集約庁の受理印を押す（集）（単）。



＜候補者予定者名簿がすべてCD-ROM又はフロッピーディスクで提出された場合＞

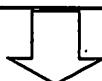
- ③-I 名簿調製プログラムで作成された候補者予定者名簿データは暗号化されているため、パスワードを入力して暗号を解除する（集）（単）。※1
- II 候補者予定者名簿データを検審システムに読み込む。ただし、名簿調製プログラムで作成されたデータ以外は同システムに読み込むことができない（集）（単）。※2, ※3
- III すべての市町村の選挙管理委員会から候補者予定者名簿が送付された後、検審システムを用いて、最高裁送付用の候補者予定者名簿ファイルを作成する（集）（単）。
- IV 候補者予定者名簿ファイルとともに検審システムで印刷した「割当員数一覧」【書式例2】を送付書【書式例3】により最高裁に送付する（集）（単）。※4

＜紙ベースの候補者予定者名簿が含まれている場合＞

- ③-i 紙ベースの候補者予定者名簿について記載漏れ等を確認する（集）（単）。
- ii 不備がある場合は選挙管理委員会に補正を依頼する（集）（単）。
- iii CD-R等で提出された候補者予定者名簿については、③-I～III記載

の方法で最高裁送付用の候補者予定者名簿ファイルを作成する（集）
(単)。

- iv 検審システムで作成した候補者予定者名簿ファイルと紙ベースの名簿の
写しとともに検審システムで印刷した「割当員数一覧」【書式例2】を送
付書【書式例3】により最高裁に送付する（集）（単）。※4



最高裁において、集約庁及び単独庁から送付された候補者予定者名簿ファイル
を検審システムに読み込み（エクセルファイルや紙ベースの名簿など、名簿調製
プログラム以外で作成された名簿データについては、これを最高裁において検審
システムに読み込める形式に変換した上で同システムに読み込み），通し番号を
付した候補者名簿ファイルを作成して集約庁及び単独庁に送付する。



④-i 最高裁から送付された候補者名簿ファイルを検審システムに読み込む
(候補者名簿の調製) (集) (単)。

- ii 候補者の生年月日を確認し、選挙管理委員会に対して割当員数の通知を行った年の次年の1月1日の時点における満20歳未満の者を、就職禁止事由該当者とみなして、直ちに候補者名簿から消除する（集）（単）。

※5

⑤ 検審システムを利用して、本籍情報の付された候補者名簿（被集約庁分）

【書式例 4】を印刷し、被集約庁に送付する（集）。

【留意事項】

- ※ 1 暗号化された候補者予定者名簿データを復元するためのパスワード（暗号鍵ファイル）は、裁判員候補者予定者名簿と同一のものを利用するので、各市町村の選挙管理委員会にあらかじめその旨を連絡し、裁判員担当係にパスワードを確認しておく。
- ※ 2 CD-R等で提出された場合でも、記録してある名簿データが名簿調製プログラムで作成したものではないときは（例えば、エクセルファイルで候補者予定者名簿が作成されているような場合）、検審システムで読み込むことができない。その場合は、当該データをCD-R又はCD-RW等にコピーし、検審システムで作成した候補者予定者名簿ファイルと一緒に最高裁に送付する。
- ※ 3 検察審査員候補者予定者名簿の提出に当たっては、選挙管理委員会との連携が必要となるが、検察審査員候補者予定者の選定において、古いデータとの取り違えを防止（候補者予定者名簿の提出を受けた際、特に選挙人名簿の登録基準時に注意するとともに、失権者との有無等について確認することが考えられる。）し、できる限り直近の選挙人名簿に基づいて選定を行うよう注意喚起する必要がある。
- ※ 4 送付書には、送付する名簿の種類ごとにチェックボックスが設けられているので、種類に応じてチェックを入れる。また、名簿調製プログラム以外で作成された名簿ファイルや紙ベースで提出された名簿があるときは、名簿とともに送付する割当員数一覧の市町村名の左側に、種類に応じて「○」または

は「×」を記載する（書式例3参照）。

※5 例えば、平成28年に割当員数通知を行った場合、平成9年1月1日生まれの者は平成28年12月31日午後12時に、平成9年1月2日生まれの者は平成29年1月1日午後12時に、それぞれ満20年に達することとなるから、これらの者は、前記通知をした年の次年の「1月1日の時点における年齢満20年未満の者」に該当しない（平成9年1月3日以降に生まれた者が「1月1日の時点における年齢満20年未満の者」に該当する。）。

4 檢察審査員候補者に対する名簿記載通知、質問票の送付

【参照条文】

法第12条の2

3 檢察審査会事務局長は、検察審査員候補者名簿に記載をされた者にその旨を通知しなければならない。

法第12条の3

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第5条各号に掲げる者であること。
- 二 第6条各号に掲げる者であること。
- 三 第8条各号に掲げる者であること。

法第12条の4

検察審査会事務局長は、前条各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、検察審査員候補者に対し、質問票を用いて必要な質問をすることができる。

施行令第8条の2

法第12条の2第3項の規定による通知に係る書類及び法第12条の4に規定する質問票には、第1条第2項又は第3項の規定にかかわらず、押印しないことができる。

【事務の概要】

候補者に対する名簿記載通知書（全群）及び質問票（第1群）の発送作業については、委託業者（アウトソーサー）が行う。第2群から第4群の質問票については、アウトソーサーから集約庁及び単独庁に送付されるので、集約庁及び単独庁において各群ごとに決められた送付時期に候補者に発送する。

【事務処理手順】

- 11月上旬～中旬に、名簿記載通知書及び質問票を作成するためのデータをアウトソーサーに送付する（最高裁）。
- 11月中旬～下旬に、名簿記載通知書（全群）及び質問票（第1群）を候補者へ送付する（アウトソーサー）。※1, ※2
- 集約庁及び単独庁に質問票（第2群から第4群）を送付する（アウトソーサー）。



- ① 第2群から第4群の候補者に送付する質問票をアウトソーサーから受領して送付時期まで保管する（集）（単）。
- ② 第2群から第4群の候補者に対し、質問票の作成日（第2群については1月上旬ころ、第3群については4月上旬ころ、第4群については7月上旬ころを予定）に、質問票を送付する（集）（単）。※3

【留意事項】

- ※1 名簿記載通知書の発送予定日については、最高裁から集約庁及び単独庁に連絡がある。
- ※2 第1群の候補者に対する名簿記載通知書には、質問票、質問票（回答用紙）、リーフレット（リーフレット「検察審査会Q&A」とは異なる。），返信用封

筒（料金受取人扱）が同封される。他方、第2群から第4群の候補者に対する名簿記載通知書には、リーフレットのみが同封される。

※3 第2群から第4群の候補者に対する質問票及び質問票（回答用紙）については、返信用封筒とともに封入・封緘された状態でアウトソーサーから送付されるので、集約庁及び単独庁は、各群ごとに決められた送付時期にそのまま投函すればよい。

なお、質問票（回答用紙）の返送期限は、書類受領後、7日以内に返送するよう記載されている。

【Q&A】

Q1 第2群から第4群の候補者に対して、第1群の候補者と異なる時期に質問票を送付することとしたのはなぜか。

A1 質問票の送付時期をできる限り選定日に近づけることによって、辞退事由の有無などについて、各群の候補者に最新の事情を回答してもらうためである。

第2 檢察審査員及び補充員の選定に関する事務

1 質問票（回答用紙）の受領と資格審査のための準備

【参照条文】

法第12条の3

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第5条各号に掲げる者であること。
- 二 第6条各号に掲げる者であること。
- 三 第8条各号に掲げる者であること。

法第12条の4

検察審査会事務局長は、前条各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、検察審査員候補者に対し、質問票を用いて必要な質問をすることができる。

法第12条の5

・・・通知を受けた検察審査員候補者のうち、第8条第1号から第8号までに掲げる者又は同条第9号に規定する事由に該当する者は、・・・辞退の申出をすることができる。

施行令第8条の5

法第12条の5に規定する申出は、書面でしなければならない。

【事務の概要】

集約庁及び単独庁は、候補者から返送された質問票（回答用紙）及び疎明資料を受領し、質問票（回答用紙）に記載された情報（欠格事由、就職禁止事由、辞退申出、住所・氏名変更）を検審システムに入力する。その上で、集約庁は、被集約庁に対し、検審システムによって出力される資格審査リスト【書式例5】を質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しとともに送付する。

【事務処理手順】

- ① 候補者から返送された質問票（回答用紙）及び疎明資料を受領する（集）（単）。
 - ② 質問票（回答用紙）に集約庁又は単独庁の受理印を押印する（集）（単）。
 - ③ 質問票（回答用紙）を検察審査会ごとに分類し、通数を確認する（集）（単）。
- ※ 1
- ④ 質問票（回答用紙）に、欠格事由、就職禁止事由があるとの記載があり、辞退申出がなされている場合は、その情報を検査システムに入力し（住所、氏名の変更があった場合も同様）、同システムを利用して、資格審査を行う際に使用する資格審査リスト【書式例 5】を印刷する（集）（単）。
 - ⑤ 資格審査リスト【書式例 5】を、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写し（詳細は「6 前科照会」を参照）とともに被集約庁へ送付する（郵送する場合は書留郵便を利用する。）（集）。※ 2
 - ⑥ 集約庁から送付された質問票等は、被集約庁において保管する（被）。

【留意事項】

- ※ 1 候補者からの質問票（回答用紙）は、料金受取人扱で返送してもらうため、地裁会計において、毎月郵便局に 1か月分の料金を支払うことになる。そこで、検察審査会事務局においては、実際に返送された質問票（回答用紙）の通数を確認しておく必要がある。
- ※ 2 集約庁では、被集約庁における資格審査を行う会議の日程を確認した上で、その日程に間に合うように資格審査リスト、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しを送付する。